



宮 崎 県 公 報

平成22年 9 月24日（金曜日） 第 2220 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………（財政課） 1

告 示

○救急病院の認定……………（医療薬務課） 2

○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 2

○道路の供用の開始……………（道路保全課） 2

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市
町村の意見……………（商業支援課） 3

○土地改良区の役員の就任の届出……………（農村整備課） 3

○土地改良区の役員の就任の届出……………（ ” ） 3

○県営土地改良事業の工事の完了……………（ ” ） 3

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 9 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第37号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（入札保証金）</p> <p>第 100条 令第 167条の 7（令第 167条の13及び令第 167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、入札金額の 100分の 5 以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（契約保証金）</p> <p>第 101条 令第 167条の16第 1 項に規定する契約保証金の率は、契約金額の 100分の10以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（公告事項）</p> <p>第 121条 前条に規定する公告は、次に掲げる事項について行なわなければならない。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>（8） <u>第 123条の 2 に規定する電子入札を行おうとするときは、その旨</u></p> <p>（9） [略]</p> <p>（電子入札）</p> <p>第 123条の 2 電子入札（宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第 3 条第 1</p>	<p>（入札保証金）</p> <p>第 100条 令第 167条の 7（令第 167条の13及び令第 167条の14において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の率は、入札金額の 100分の 5（<u>予定価格を公表し、電子入札（宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行う入札をいう。以下同じ。）により行う普通財産（不動産に限る。）の売払いについては、予定価格の 100分の10）</u>）以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（契約保証金）</p> <p>第 101条 令第 167条の16第 1 項に規定する契約保証金の率は、<u>契約金額（予定価格を公表し、電子入札により行う普通財産（不動産に限る。）の売払いについては、予定価格）</u>の 100分の10以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（公告事項）</p> <p>第 121条 前条に規定する公告は、次に掲げる事項について行なわなければならない。</p> <p>（1）～（7） [略]</p> <p>（8） 電子入札を行おうとするときは、その旨</p> <p>（9） [略]</p> <p>（電子入札）</p> <p>第 123条の 2 電子入札に参加しようとする者は、前条の規定にかかわらず、<u>契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札者</u></p>

項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行う入札をいう。次項において同じ。）に参加しようとする者は、前条の規定にかかわらず、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札者の使用に係る電子計算機に必要な事項を入力し、所定の日時までに、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに記録しなければならない。

2 [略]

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の 出納員	[略]	1・2 [略]
	総務課の金銭 分任出納員	
	[略]	
[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 660号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成22年 9 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
メディカルシティ東部 病院	都城市立野町3633番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成22年10月 1 日から平成25年 9 月30日まで

宮崎県告示第 661号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月24日から平成22年10月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字古ゾ ノ 748番 2 地先から同 郡同村同大 字同字 838	旧	4.1 ～ 6.3 12.6 ～ 50.3	277.6 357.1
				新	12.6 ～ 50.3	357.1

の使用に係る電子計算機に必要な事項を入力し、所定の日時までに、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに記録しなければならない。

2 [略]

別表第 3（第 7 条関係）

本庁会計課の 出納員	[略]	1・2 [略]
	総務課の金銭 分任出納員	
	[略]	3 宮崎県史の売払代金の収 納に関すること。
[略]		

番 1 地先ま
で

宮崎県告示第 662号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月24日から平成22年10月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
370	県道	細江浮 田線	宮崎市大字 細江字長見 通3375番 1 地先から同 市同大字字 平田2356番 1 地先まで	旧	10.0 ～ 13.8	370.0
				新	14.0 ～ 17.9	

宮崎県告示第 663号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 9 月24日から平成22年10月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮	宮崎市大字	平成22年 9 月24日

田線	細江字長見 通3375番1 地先から同 市同大字字 平田2356番 1地先まで
----	--

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年9月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ延岡店
延岡市浜町 341番地 外
- 2 意見の概要
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成22年9月24日から平成22年10月25日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、勝岡土地改良区（三股町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成22年9月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	森 隆 二	三股町大字樺山4412番地10

（任期：平成23年6月11日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、向山土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年9月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	飯 干 和 昭	高千穂町大字向山3663番地
副理事長	門 村 政 昭	高千穂町大字向山2707番地ロ

理 事	甲 斐 亀 男	高千穂町大字向山1774番地
理 事	飯 干 義 文	高千穂町大字向山 649番地
理 事	飯 干 武 利	高千穂町大字向山 719番地
理 事	飯 干 寅 雄	高千穂町大字向山 657番地
理 事	飯 干 初 男	高千穂町大字向山1422番地
理 事	飯 干 和 生	高千穂町大字向山3012番地
理 事	飯 干 憲 二	高千穂町大字向山3965番地
理 事	飯 干 明 義	高千穂町大字向山7749番地
監 事	飯 干 善 勝	高千穂町大字向山1022番地
監 事	飯 干 英 雄	高千穂町大字向山2660番地

（任期：平成25年5月24日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	飯 干 和 昭	高千穂町大字向山3663番地
副理事長	門 村 政 昭	高千穂町大字向山2707番地ロ
理 事	甲 斐 亀 男	高千穂町大字向山1774番地
理 事	飯 干 義 文	高千穂町大字向山 649番地
理 事	飯 干 武 利	高千穂町大字向山 719番地
理 事	飯 干 寅 雄	高千穂町大字向山 657番地
理 事	飯 干 初 男	高千穂町大字向山1422番地
理 事	飯 干 和 生	高千穂町大字向山3012番地
理 事	飯 干 憲 二	高千穂町大字向山3965番地
理 事	飯 干 徹	高千穂町大字向山7209番地
監 事	飯 干 善 勝	高千穂町大字向山1022番地
監 事	飯 干 英 雄	高千穂町大字向山2660番地

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成22年9月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
中 川 原	都城市	経営体育成基盤整備事業	平成22年 6 月28日